

田村のつぶやき 第14号

2023.12.4 発行

文責：島根県立江津高等学校長 田村康雄

人権週間

12月4日から10日までは「人権週間」です。1948(昭和23)年12月10日、国際連合の第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は「世界人権デー」と定められ、我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

同和問題、インターネット上の人権侵害、障がい等を理由とする偏見や差別、児童虐待、ハンセン病問題、人種差別など、様々な人権問題が依然として存在しています。最近では、感染症に係る差別やLGBTQへの無理解からくる偏見なども大きく取り上げられています。これらの問題はいずれも憲法で保障された基本的人権の侵害にあたるものです。学校生活における「人権侵害」と言えば、「いじめ」が思い浮かぶ人も多いことでしょう。

これらの問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、「誰か」の問題ではなく、自分の問題として捉え、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、お互いの人権を尊重することが不可欠です。そのためにまずは正しい知識を知ること。ネット上に氾濫する悪意を持った言動は言語道断ですが、無知による不適切な発言も許されません。そして人権意識・人権感覚を磨くこと、不当な差別をきちんと見抜き、それを許さない態度を身につけることをみなさんには求めたいと思います。

「世界人権宣言」は全30条から成り、さまざまな基本的な権利が列挙されています。また、宣言でうたわれている自由と権利を、他の人の自由と権利をこわすために使ってはいけない、ということも書かれています。詩人で絵本作家の谷川俊太郎さんが、わかりやすい日本語に訳しています。

第1条 みんな仲間だ

わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえのない人間であり、その値打ちも同じです。だからたがいによく考え、助けあわねばなりません。

第30条 権利を奪う「権利」はない

この宣言でうたわれている自由と権利を、ほかの人の自由と権利をこわすために使ってはなりません。どんな国にも、集団にも、人にも、そのような権利はないのです。

【参考】政府仮訳文(外務省ホームページより) ←こちらは非常にわかりにくい文章ですよね。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。